



福県医発第2568号(地)

平成30年12月19日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

インフルエンザ疾患関連死亡者数迅速把握事業について

今般、インフルエンザ疾患関連死亡者数迅速把握事業について、厚生労働省健康局結核感染症課長より通知がなされ、本会に対しても日本医師会を通じて別添のとおり協力方依頼がありました。

本事業は、平成11年度よりインフルエンザ対策の緊急性に鑑み、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による発生動向調査とは別に、指定都市及び特別区の協力を得て、インフルエンザの流行期に実施しており、今シーズンも指定都市及び特別区において、昨シーズンと同様の方法で実施するものです。

つきましては、本事業は保健所が実施するものでありますが、貴会におかれましてもご了解いただき、貴会会員に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ178F)

平成30年12月7日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

インフルエンザ疾患関連死亡者数迅速把握事業について

今般、インフルエンザ疾患関連死亡者数迅速把握事業について、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各指定都市、特別区衛生主管部（局）長宛通知がなされ、本会に対し協力方依頼がありました。

本事業は、平成11年度よりインフルエンザ対策の緊急性に鑑み、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による発生動向調査とは別に、指定都市、特別区の協力を得て、インフルエンザの流行期に実施しており、今シーズンも、指定都市及び特別区において、昨シーズンと同様の方法で実施するものです。

本事業は保健所が実施するものでありますが、指定都市、特別区のある都道府県医師会におかれましては、管下医師会への周知につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げますとともに、指定都市、特別区のない県医師会におかれましても、本件についてご了知のほどよろしくお願い申し上げます。



健感発1203第3号
平成30年12月3日

公益社団法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



インフルエンザ疾患関連死亡者数迅速把握事業について

標記について、今般、別添（写）のとおり、指定都市及び特別区の衛生主管部（局）長宛て通知したところ です。

つきましては、本事業の実施について御承知いただくとともに、関係都道府県医師会及び貴会会員に対する周知方御協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。



健感発1203第3号
平成30年12月3日

各〔指定都市〕
〔特別区〕 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

インフルエンザ疾患関連死亡者数迅速把握事業について

標記については、平成11年度からインフルエンザ対策の緊急性に鑑み、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による発生動向調査事業とは別に、貴職の協力を得て、インフルエンザの流行期に実施しているところです。

本事業については、今シーズンも、昨シーズンと同様の方法で実施したいので、協力方よろしくお取り計らい願います。

なお、詳細につきましては、別添「平成30年度インフルエンザ疾患関連死亡者数迅速把握事業実施要領」を御参照ください。

(別 添)

平成30年度インフルエンザ疾患関連死亡者数迅速把握事業実施要領

1. 事業目的

インフルエンザの流行期におけるインフルエンザ疾患関連の死亡者数を迅速に把握することにより、インフルエンザ流行規模の評価を行うための基礎資料とする。

2. 実施期間

平成30年12月3日(月)～平成31年5月24日(金)まで

3. 入力対象

平成30年12月1日から平成31年3月31日までにインフルエンザ又は肺炎で死亡した者

4. 実施地域

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市及び同法第281条第1項に規定する特別区

5. 実施方法等

(1) インフルエンザ死亡者数

各保健所において作成する「人口動態調査死亡票」において、「死亡の原因」欄のいずれかに「インフルエンザ」と記載のあるものを抽出し、感染症サーベイランスシステムの「インフルエンザ関連死亡-死亡者登録」の入力画面から入力する。

(注1) 「死亡の原因」欄で抽出する死因は、「インフルエンザ」と記載のあるもののほか、「疾病、障害及び死因の統計分類基本分類表」(別紙参照)でインフルエンザ死亡として分類される「肺炎を伴うインフルエンザ」等を含むものとする。

(注2) インフルエンザ菌による疾患については、抽出の必要はない。

インフルエンザ菌とは、グラム陰性通性嫌気性桿菌であるヘモフィルスHaemophilus属の細菌の基準種であり、インフルエンザウイルスとは全く別のものであるため、例えば「インフルエンザ菌性髄膜炎」、「インフルエンザ菌による肺炎」については、抽出の必要はない。

(2) 肺炎死亡者数

(1)と同様に、「死亡の原因」欄のいずれかに「肺炎」と記載のあるものについて抽出し、感染症サーベイランスシステムの「インフルエンザ関連死亡-死亡者登録」の入力画面から入力する。

(注) 「死亡の原因」欄で抽出する死因は、「肺炎」と記載のあるもののほか、「疾病、障害及び死因の統計分類基本分類表」で肺炎死亡として分類される「アデノウイルス肺炎」等を含む。

(3) 報告時期

保健所において人口動態調査死亡票の送付を受けた後、おおむね2週間ごとに入力することを目安とする。

6. システム関係

入力画面において、「種別」、「性別」、「死亡年月日」、「生年月」及び「死亡場所」を入力する。（死因が肺炎の場合には死亡場所を入力する必要はない。）

なお、詳細については、感染症発生動向調査システム操作マニュアルの「7. インフルエンザ関連死亡者数報告機能」を参照のこと。

7. 還元方法

感染症サーベイランスシステム、インフルエンザ関連死亡者数報告メニューの還元データ取得により還元を行う。

8. その他

(1) 本事業の実施に係る注意事項について

本事業は、人口動態調査とは別の事業であるので、同調査の事務処理に支障を来さないようにすること。

また、本事業において扱う人口動態死亡票及び感染症サーベイランスシステム上で入力する情報については、以下の点に注意すること。

- ①死亡票を扱う際は、施錠可能な場所に限定して利用し、それ以外の持ち出しを禁止し、作業者は室内に入る職員を相互にチェックすること。
- ②感染症サーベイランスシステムに入力する端末は、ワイヤー等での施錠、アンチウイルスソフトの導入、セキュリティホール対策の導入、ID・パスワード認証の導入、スクリーンロックの導入等のセキュリティ対策が図られていること。
- ③調査票情報及び中間生成物は、感染症サーベイランスシステム内のみで処理し、それ以外の記憶装置には一切の情報蓄積を行わないこと。
- ④各保健所において、転写書類はシステムによる報告後、直ちに処分すること。

(2) 人口動態調査死亡票の目的外使用について

人口動態調査死亡票の使用については、厚生労働省大臣官房統計情報部長から平成22年度から毎年、統計法（平成19年法律第53号）第32条の規定に基づく目的外使用の承認を受けてきたところであり、今年度の調査についても政策統括官（統計・情報政策担当）から承認を受けている。

(3) 照会先

① 事業内容に関すること

厚生労働省健康局結核感染症課感染症情報管理室情報管理係宛てに電子メールにより照会する。（メールアドレス：SARSOPC@mhlw.go.jp）

② システムに関すること

東芝デジタルソリューション（株）NESID（感染症サーベイランスシステム）ヘルプデスク宛てに照会する。（電話番号：03-5740-8161、メールアドレス：nesid-helpdesk@toshiba-sol.co.jp）

疾病、傷害及び死因の統計分類基本分類表

第Ⅹ章 呼吸器系の疾患

インフルエンザ及び肺炎(J10-J18)

- J10 インフルエンザウイルスが分離されたインフルエンザ
 - J10.0 肺炎を伴うインフルエンザ, インフルエンザウイルスが分離されたもの
 - J10.1 その他の呼吸器症状を伴うインフルエンザ, インフルエンザウイルスが分離されたもの
 - J10.8 その他の症状を伴うインフルエンザ, インフルエンザウイルスが分離されたもの
- J11 インフルエンザ, インフルエンザウイルスが分離されないもの
 - J11.0 肺炎を伴うインフルエンザ, インフルエンザウイルスが分離されないもの
 - J11.1 その他の呼吸器症状を伴うインフルエンザ, インフルエンザウイルスが分離されないもの
 - J11.8 その他の症状を伴うインフルエンザ, インフルエンザウイルスが分離されないもの
- J12 ウイルス肺炎, 他に分類されないもの
 - J12.0 アデノウイルス肺炎
 - J12.1 RSウイルス肺炎
 - J12.2 パラインフルエンザウイルス肺炎
 - J12.8 その他のウイルス肺炎
 - J12.9 ウイルス肺炎, 詳細不明
- J13 肺炎レンサ球菌による肺炎
- J14 インフルエンザ菌による肺炎
- J15 細菌性肺炎, 他に分類されないもの
 - J15.0 肺炎桿菌による肺炎
 - J15.1 緑膿菌による肺炎
 - J15.2 ブドウ球菌による肺炎
 - J15.3 B群レンサ球菌による肺炎
 - J15.4 その他のレンサ球菌による肺炎
 - J15.5 大腸菌による肺炎
 - J15.6 その他の好気性グラム陰性菌による肺炎
 - J15.7 マイコプラズマ肺炎
 - J15.8 その他の細菌性肺炎
 - J15.9 細菌性肺炎, 詳細不明
- J16 その他の感染病原体による肺炎, 他に分類されないもの
 - J16.0 クラミジア肺炎
 - J16.8 その他の明示された感染病原体による肺炎
- J17* 他に分類される疾患における肺炎
 - J17.0* 他に分類される細菌性疾患における肺炎
 - J17.1* 他に分類されるウイルス性疾患における肺炎
 - J17.2* 真菌症における肺炎
 - J17.3* 寄生虫症における肺炎
 - J17.8* 他に分類されるその他の疾患における肺炎
- J18 肺炎, 病原体不詳
 - J18.0 気管支肺炎, 詳細不明
 - J18.1 大葉性肺炎, 詳細不明
 - J18.2 臥床<沈下>性肺炎, 詳細不明
 - J18.8 その他の肺炎, 病原体不詳
 - J18.9 肺炎, 詳細不明